

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（空中線電力の表示） 第四条の四（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 無線標定業務を行う無線局であつて七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備</p> <p>七 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>八 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備</p> <p>3（略）</p> <p>（免許を要しない無線局） 第六条（略） 2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる用途に定めて周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1) テレメーター(2)に規定するものを除く。)用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。(3)及び(4)に規定するもの並びに(12)に規定するミリ波データ伝送を除く。)用</p> <p>(一) 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下の周波数</p>	<p>（空中線電力の表示） 第四条の四（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（免許を要しない無線局） 第六条（略） 2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1) 七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数 (2) 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数 (3) 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数 (4) 一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下の周波数 (5) 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下の周波数 (6) 三二二MHzを超え三二三MHz以下の周波数</p>

- (2) 医療用テレメーター(病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。)用
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (三) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
- (四) 一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数
- (3) 体内植込型医療用データ伝送(体内無線設備と体外無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。)用及び体内植込型医療用遠隔計測(体内無線設備が得た情報を体外の受診設備に対して自動的に送信することをいう。)用
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (4) 国際輸送用データ伝送(国際輸送用貨物(設備規則第四十九条の第十四号イに規定するものをいう。)の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)及び国際輸送用データ制御設備(同号イに規定するものをいう。)との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。)用
- 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数
- (5) 無線呼出用
- 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (6) ラジオマイク(7)に規定するものを除く。)用
- (一) 七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数
- (二) 三二二MHzを超え三二三MHz以下の周波数
- (三) 八〇六MHzを超え八一〇MHz以下の周波数
- (7) 補聴援助用ラジオマイク(聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。)用
- (一) 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数
- (二) 一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下の周波数
- (8) 無線電話用(ラジオマイクに使用するもの及び(9)に規定するものを除く。)
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数

- (7) 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数
- (8) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (9) 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数
- (10) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (11) 八〇六MHzを超え八一〇MHz以下の周波数
- (12) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
- (13) 一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数
- (14) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数
- (15) 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数(屋内において使用するものに限る。)
- (16) 二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数
- (17) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数
- (18) 七六GHzを超え七七GHz以下の周波数

<p>三〇五 (略)</p> <p>六 一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であつて二、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの(総務大臣が別に告示する周波数を除く。)を使用し、空中線電力が〇・</p>	<p>(二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数</p> <p>(9) 音声アシスト用無線電話(視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音声によつて伝達する無線電話をいう。)用 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数</p> <p>(10) 移動体識別(設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。)用 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数</p> <p>(11) ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用 六〇GHzを超え六一GHz以下の周波数 七六GHzを超え七七GHz以下の周波数 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数</p> <p>(12) ミリ波画像伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用す画像伝送を行うことをいう。)用及びミリ波データ伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用してデータ伝送を行うことをいう。)用 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数</p> <p>(13) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数(屋内において使用するものに限る。) 二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数</p> <p>(14) 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。)用 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数</p>
--	---

<p>三〇五 (略)</p> <p>六 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数のほか、一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数で</p>	
---	--

<p>○一ワット以下であつて総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。以下「PHSの陸上移動局」という。）</p>	<p>七〇十（略）</p> <p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1)（略）</p>	<p>あつて一、八八四・六五MHz及び二、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの（総務大臣が別に告示する周波数を除く。）を使用し、空中線電力が〇・一ワット以下であつて総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。以下「PHSの陸上移動局」という。）</p>	<p>七〇十（略）</p> <p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(3) 設備規則第四十九条の六の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(4) (18)（略）</p> <p>(19) 設備規則第四十九条の三十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p>
<p>三〇九（略）</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p>	<p>三〇九（略）</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(3) (8)（略）</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）</p> <p>(11) (12)（略）</p>		
<p>(7) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(9) (10)（略）</p>	<p>(11) (12)（略）</p>		

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- (1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2)～(5) (略)

七・八 (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- (1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項、第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備(第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものに限る。))を使用するものにあつては、送信パルス長が五ミリ秒のものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2)～(5) (略)

七・八 (略)